

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	使用済燃料プール内において、水中テレビカメラを使用し、使用済燃料貯蔵ラックの健全性確認調査を実施していたところ、使用済燃料(1体)の上部にS字状の異物らしきもの(大きさ約3cm)が確認されたため、当該異物を回収する。	GⅢ	7月11日公表済み 7/11「異物」と判断したため公表区分を「その他」から「Ⅲ」に変更。

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3・4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホッパ供給装置A蒸気トラップにおいて、凝縮水の漏えい(1滴/10秒程度)が認められたため、当該蒸気トラップを点検・修理。	GⅢ	